

令和3年度裁判官研修実施計画

令和3年1月

司法研修所

目 次

第1 合同研修	1
1 判事・判事補の研修	1
(1) 裁判系	1
ア 基礎	1
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
イ 基本	2
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
ウ 実務	3
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
エ 専門	4
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
(エ) その他	
(2) 導入系	6
ア 年次	6
イ ポスト	6
ウ 役割	7
(3) 基盤系	8
2 簡易裁判所判事の研修	9
(1) 裁判系	9
(2) 導入系	9
第2 個別研究	10
1 司法研究	10
2 ミニ研究会	10
3 各種調査・研究	10
第3 派遣型研修	11
1 判事補	11
2 判事又は判事補	11
3 判事	12

第1 合同研修

1 判事・判事補の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

ア 基礎（主たる対象者は、左陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
1	I T 基礎研究会	3. 12. 8(水) ～ 12. 10(金)	3日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
2	医療基礎研究会	4. 2. 16(水) ～ 2. 18(金)	3日	司法研修所等	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
3	行政基礎研究会	3. 9. 27(月) ～ 9. 29(水)	3日	司法研修所	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事又は判事補
4	知的財産権基礎研究会	4. 1. 24(月) ～ 1. 26(水)	3日	司法研修所等	16	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補

(イ) 刑事分野

5	刑事基礎研究会	3. 11. 8(月) ～ 11. 9(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補 人員は、刑事基本研究会1（事実認定）と合計した人数である。
---	---------	---------------------------	----	-------	----	---

イ 基本（主たる対象者は、右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
6	民事通常基本研究会 1 ※	3. 6. 9(水) ～ 6. 11(金)	3日	司法研修所	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補
7	民事通常基本研究会 2	3. 10. 18(月) ～ 10. 19(火)	2日	司法研修所	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補
8	建築基本研究会	3. 11. 24(水) ～ 11. 26(金)	3日	司法研修所等	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。
9	労働基本研究会	3. 11. 30(火) ～ 12. 2(木)	3日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
10	刑事基本研究会 1 (事実認定)	3. 11. 8(月) ～ 11. 9(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。
11	刑事基本研究会 2 (訴訟運営) ※	3. 11. 10(水) ～ 11. 12(金)	3日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
12	家事基本研究会 ※	3. 11. 16(火) ～ 11. 17(水)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
13	少年基本研究会 ※	3. 12. 20(月) ～ 12. 22(水)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
14	金融・経済実務研究会	3. 10. 4(月) ～ 10. 5(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
15	I T 実務研究会	3. 12. 9(木) ～ 12. 10(金)	2日	司法研修所	20	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
16	建築実務研究会	3. 11. 24(水) ～ 11. 26(金)	3日	司法研修所等	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 人員は、建築基本研究会と合計した人数である。
17	医療実務研究会	3. 9. 21(火) ～ 9. 22(水)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
18	行政実務研究会	3. 9. 29(水) ～ 9. 30(木)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補
19	労働実務研究会	3. 12. 2(木) ～ 12. 3(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
20	刑事実務研究会 1	3. 7. 5(月) ～ 7. 6(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
21	刑事実務研究会 2	3. 10. 27(水) ～ 10. 29(金)	3日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

エ 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
22	民事通常専門研究会 1 (IT化)	3. 6. 28(月) ～ 6. 29(火)	2日	司法研修所	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
23	民事通常専門研究会 2 (複雑困難訴訟)	3. 7. 8(木) ～ 7. 9(金)	2日	司法研修所	30	民事事件を担当する地方裁判所の裁判長（部総括判事でない者も含む。）若しくは高等裁判所の陪席裁判官又はこれらの経験を有する者
24	民事通常専門研究会 3 (合議充実)	3. 9. 6(月) ～ 9. 7(火)	2日	司法研修所	36	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
25	民事通常専門研究会 4 (争点整理)	3. 12. 16(木) ～ 12. 17(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
26	民事通常専門研究会 5 (債権法)	4. 2. 14(月) ～ 2. 15(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
27	刑事専門研究会 1 (裁判員)	3. 4. 12(月) ～ 4. 13(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者
28	刑事専門研究会 2 (被害者)	3. 12. 13(月) ～ 12. 14(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
29	刑事専門研究会 3 (控訴審)	4. 3. 7(月) ～ 3. 8(火)	2日	司法研修所	20	高等裁判所で刑事事件を担当する判事（部総括判事を含む。）

(ウ) 家裁分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
30	家事専門研究会 1 (養育費)	3. 9. 8(水)	1日	司法研修所	40	家庭裁判所で養育費関係事件を担当する判事又は特例判事補
31	家事専門研究会 2 (後見) ※	3. 10. 7(木) ～ 10. 8(金)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補
32	家事専門研究会 3 (調停・子をめぐる諸問題) ※	3. 11. 18(木) ～ 11. 19(金)	2日	司法研修所	40	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
33	少年専門研究会	3. 9. 9(木) ～ 9. 10(金)	2日	司法研修所	60	高等裁判所で少年の抗告事件を担当する判事又は家庭裁判所で少年事件を担当する判事若しくは特例判事補

(エ) その他

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
34	外国司法専門研究会	未定	未定	司法研修所	50	判事又は判事補

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(2) 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）

ア 年次（対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
35	判事補基礎研究会	3. 5. 31(月) ～ 6. 2(水)	3日	司法研修所	未定	平成30年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第71期司法修習終了者）
36	判事任官者研究会	3. 6. 30(水) ～ 7. 2(金)	3日	司法研修所	未定	平成22年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事（現行第63期及び新第63期司法修習終了者）
37	弁護士任官者研究会	3. 4. 6(火)	1日	司法研修所	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補

イ ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
38	支部長研究会 ※	3. 5. 17(月) ～ 5. 19(水)	3日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
39	新任部総括裁判官研究会	3. 6. 21(月) ～ 6. 24(木)	4日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
40	実務協議会（夏季）	3. 7. 15(木) ～ 7. 16(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者
41	実務協議会（冬季）	4. 2. 3(木) ～ 2. 4(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
42	中堅判事研究会	3. 10. 13(水) ～ 10. 15(金)	3日	司法研修所	30	判事任官後一定期間を経過した者
43	家裁実務研究会	3. 6. 3(木) ～ 6. 4(金)	2日	司法研修所	未定	家裁上席の判事又は判事補
44	部総括裁判官実務研究会	3. 9. 16(木) ～ 9. 17(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者
45	法律実務教育研究会	4. 2. 16(水) ～ 2. 18(金)	3日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣されている、又は派遣される予定の判事又は判事補

(3) 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
46	基盤研究会1 (知的基盤)	3. 5. 26(水) ～ 5. 28(金)	3日	司法研修所	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
47	基盤研究会2 (裁判基盤)	3. 7. 12(月) ～ 7. 13(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
48	基盤研究会3 (裁判基盤)	3. 9. 13(月) ～ 9. 14(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補
49	基盤研究会4 (裁判基盤)	3. 11. 1(月) ～ 11. 2(火)	2日	司法研修所	未定	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事
50	基盤研究会5 (知的基盤)	3. 12. 6(月) ～ 12. 7(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
51	基盤研究会6 (知的基盤)	4. 1. 17(月) ～ 1. 19(水)	3日	司法研修所	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
52	基盤研究会7 (裁判基盤)	4. 2. 28(月) ～ 3. 2(水)	3日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事

2 簡易裁判所判事の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
53	簡易裁判所判事 民事実務研究会	3. 5. 12(水) ～ 5. 13(木)	2日	司法研修所	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)
54	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	3. 5. 13(木) ～ 5. 14(金)	2日	司法研修所	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)
55	簡易裁判所判事 専門研究会	3. 10. 20(水) ～ 10. 22(金)	3日	司法研修所 等	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)

(2) 導入系（新たな職務に就いた際等の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
56	新任簡易裁判所判事 導入研修	3. 8. 23(月) ～ 8. 27(金)	5日	司法研修所	未定	令和 3 年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
57	新任簡易裁判所判事研修	4. 1. 31(月) ～ 2. 10(木)	9日	司法研修所 等	未定	令和 3 年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
58	簡易裁判所判事 基礎研究会	3. 6. 14(月) ～ 6. 17(木)	4日	司法研修所	未定	平成 30 年度及び令和元年度新 任簡易裁判所判事研修の終了者

第2 個別研究

1 司法研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
59	未定	未定	概ね 1年 以内	司法研修所 等	若干	判事又は司法研修所長が委嘱する者

2 ミニ研究会

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
60	ミニ研究会	未定	1日 以内	実施庁	若干	実施庁の判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

3 各種調査・研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
61	各種調査・研究	未定	必要 な 期間	司法研修所 等	若干	判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

第3 派遣型研修

1 判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
62	民間企業長期研修	3. 4. 1(木) ～4. 3. 31(木)	1年	未定	12	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
63	日本銀行長期研修	3. 4. 1(木) ～4. 3. 31(木)	1年	日本銀行	1	
64	シンクタンク長期研修	3. 4. 1(木) ～4. 3. 31(木)	1年	21世紀 政策研究所	1	

2 判事又は判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
65	国際刑事司法短期研修	未定 (年4回程度 を予定)	各1 か月 程度	国連アジア 極東犯罪 防止研修所	各 若干	判事又は判事補

3 判事

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
66	報道機関研修	3. 9. 27(月) ～ 11. 19(金)	うち 1～ 2 週間	朝日新聞社 共同通信社 産経新聞社 時事通信社 日経新聞社 日本放送協会 毎日新聞社 読売新聞社	16	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
67	民間企業短期研修 (東京) ①	3. 10. 18(月) ～ 10. 29(金)	1～ 2 週間	未定	8～ 16 程度	
	民間企業短期研修 (東京) ②	3. 11. 8(月) ～ 11. 19(金)	1～ 2 週間	未定		
68	民間企業短期研修 (大阪)	3. 10. 18(月) ～ 10. 29(金)	1～ 2 週間	未定	4～ 8 程度	
69	民間企業短期研修 (名古屋)	3. 10. 18(月) ～ 10. 29(金)	1～ 2 週間	未定	2～ 4 程度	
70	研究機関短期研修	3. 11. 8(月) ～ 11. 19(金)	2週 間	理化学 研究所	3	